

第 39 回久留米市ふるさとみづま祭
ちっごへその市出店要項【テント】

町外用

1. 開催日 令和 8 年 11 月 7 日(土) 10:00 ～17:00
8 日(日) 9:00 ～16:30 ※例年より 30 分早くなります。
2. 開催場所 みぬま
水沼の里 2000 年記念の森公園
3. 出店条件
 - ①小 間 間口 2.7m、奥行 3.6mを1小間とする。(1 小間はテント 1 張の半分のスペース)
 - ②募 集 数 50 小間(1 業者 2 小間まで) ※出店は公園外周に沿った配置を予定。
募集エリア 原則、筑後地区(※)に所在する事業者を対象とする。
(※久留米市、小郡市、大刀洗町、うきは市、大川市、大木町、筑後市、広川町、八女市、柳川市、みやま市、大牟田市、朝倉市)
 - ③出 店 料 飲食の場合 ……1 小間 31,000 円 (2 日間出店を条件とします)
物販・体験の場合…1 小間 25,000 円 (上に同じ)
※テント内で調理・加工するなど臨時営業許可の取得が必要な店は「飲食」、それ以外は「物販・体験」となります。
(机 1.8m×0.45m 2 台、椅子2脚含む)〈追加は有料:机 800 円/台、イス 250 円/脚)
※ 出店料等は後日請求します。テント設置費増に伴う出店料変更有り。
期日までに入金がない場合、出店はキャンセル扱いとさせていただきます。
納入期限後のキャンセルの場合、出店料等は理由の如何に拘らず返金致しません。
 - ④電気配線設備及び電気料 1,500 円 夜間は通電しません
 - ⑤備 品 出店に必要な備品は、原則として各出店者で準備・ご持参下さい。
 - ⑥配 置 全体のバランス、営業品目を考慮して主催者で決定し、通知します。
 - ⑦警 備 夜間警備員は配備しますが、各自で商品等を保管してください。紛失等については責任を負いかねます。
 - ⑧雨天時 祭りは、台風・落雷・豪雨等自然災害を除き雨天決行します。
雨天の場合は、公園内(外周の舗装路含む)の車両乗入れを規制する場合があります。各自、台車等の準備をお願いします。
 - ⑨そ の 他 出店については主催者で調整し、制限させていただく場合があります。
保健所の各種許認可等が必要な方は各自申請後商工会へ提出して下さい。
各出店者に 1 台分出店者駐車場使用許可証を準備します。

※ 火気・調理電気器具を使用される場合は、必ず消火器を設置して下さい。
4. 申込方法 「出店申込書」「誓約書(自署記入)」に記入漏れがないようご確認のうえ、申込先の久留米南部商工会へご提出ください。(印鑑不要の為 FAX 可)
5. 申込先 〒830-0112 久留米市三瀬町玉満 2779-1 久留米南部商工会宛
久留米市ふるさとみづま祭実行委員会

受付窓口

 TEL 0942-64-3649、FAX 0942-64-4850
6. 申込締切日 令和 8 年 8 月 12 日(水)
〈募集コマ数を超えた場合は、実行委員会事務局にて選考の上決定させていただきます。〉
7. 出店説明会 令和 8 年 10 月中旬 予定 申込後出店者に追って通知いたします。

出店の際の注意事項

●施設面の注意事項

- ①営業施設は清潔な場所に位置すること。
- ②出店者ごとに小間は三方囲いをすること。角地も前面以外は囲うこと。
(三方囲いは、実行委員会で用意)
- ③机・イスはテント内でのみ使用すること。テント外での休憩・飲食のために使用しないこと。

●食品販売の注意事項

- ①流水式手洗い設備(蛇口の付いたタンク等)を設け、洗浄消毒薬(殺菌・消毒の効果がうたっている市販のもので可)を備え、十分な手洗いをする。
- ②解凍又は腐敗しやすい原材料及び食品を扱う時は冷蔵庫、クーラーボックス等を用意すること。
- ③器具等は十分消毒して使用すること。
- ④体調が悪い人(腹痛・下痢等)や手指に傷がある人は調理に従事しないこと。
- ⑤盛り付けの時は、素手では行わず手袋を着用すること。
- ⑥耐水性でフタつきの廃棄物容器が備えてあること。
- ⑦食材の保管・提供には特にご注意ください。食中毒、クレーム等が発生した場合は、出店者の責任で対応して下さい。
- ⑧酒類の販売(小売り)を行う場合は、久留米税務署から期限付酒類販売業免許を受けなくてはなりません。届出を行うものが酒類製造者又は酒類販売業者であることとされています。(問合せ先【久留米税務署 0942-32-4461】)

●火気の使用について

- ①火気(裸火)を使用する場合は、消火器を設置していただき、安全に充分ご配慮ください。
(当日は消防署の巡回があります。)
- ②会場内でのカセットガスボンベの使用は、禁止です。
- ③出店者の関わる行為による事故が発生した場合、出店者の責任において解決して下さい。
- ④消防署への「露店等の開設届出書」は主催者でまとめて届け出ますが、防火対策等は消防署の指導に基づき適正に行ってください。消防署からの指導を受けて改善しない場合は、出店の許可を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤火気使用器具の下には、パネル等を敷いて下さい。(芝生、机等の保護)
- ⑥煙等が発生する場合は、他店の迷惑にならないようご配慮下さい。

●おもちゃ販売関係者への注意事項

出店商品で、「鉄砲・弓矢のおもちゃ」は取扱い禁止となっています。
くじ等の景品の場合でも、同様に禁止です。過去にけが人が出ています。弾の出ない水鉄砲等でも鉄砲・弓矢の形状のものは禁止とします。出品を確認次第、出店が取り消しとなりますのでご注意ください。(その他の安全にも十分ご配慮下さい。)

●その他

- ①祭は雨天決行いたしますが、雨天時の出店については、各出店者の判断に委ねます。
(この場合、出店料は返却いたしません。)
- また、天災や想定外の荒天等でイベントが中止される場合は、主催者の指示に従い対策及び対応をお願いします。

町外用

申込日:令和 年 月 日

※電気器具を使用される方は、コンセントを設置しますので使用機器やワット数は正確にご記入下さい。申請以外の器具使用をされますと、総量を超え他の出店者に迷惑をかけます。